

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

平成30年11月21日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

平成30年11月21日（水）午後1時30分～ 本庁舎3階会議室301

2 出席者

保育課 松丸課長

3 件名

夏季休暇期間等における学童保育所の開所時間の延長及び利用者負担について 2

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- ☐ 一部修正の上、決定する。
- ☐ 継続して検討する。
- ☐ 案を否決する。
- ☐ 報告を了承する。

5 会議内容

- ・利用者負担額について、さまざまなパターンを試算したが、前回会議の提案どおりの金額で事業展開を図りたいということか。
本事業は、国の補助対象範囲の一部拡充である。国の補助基準額が利用者負担を事業費の2分の1として設計していることから、本事業も利用者負担を2分の1として制度設計すべきであると考える。
- ・本事業の実施を希望する保護者の割合は20％であり、それほどニーズが高いとも言えないのではないか。
希望者は20％であるが、実際に開所前に子どもが外で待っている状況を踏まえ、子どもの安全の確保を第一に考えて検討した結果である。
- ・子育て支援の充実が市が目指すところだが、本事業により少額であるものの財政負担が増える。子育て支援分野の中で、幼保教育無償化による影響も含めて、優先順位をつける必要がある。現時点で、幼保教育無償化による影響はどの程度になるか。
現在、国から示されている情報の範囲内で積算したところ、私立保育園については市の負担が約5％、約1千5百万円減少する見込みである。なお、幼保教育無償化により負担が減った部分については、子育て支援の充実に充てるよう、国から示されている。
- ・幼保教育無償化により負担が軽減される部分を、本事業に充てるということか。
そうである。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

付議書(行政経営戦略会議)

部課名 健康子ども部保育課

件 名		夏季休暇期間等における学童保育所の開所時間の延長及び利用者負担について(2)						
現状・課題		【現状】 夏季休暇期間等の学校休業日における学童保育所の開所時間は、長期休暇期間の平日は午前8時から午後7時まで、土曜日は午前8時から午後6時までとしている。 しかし、一部の保護者より開所時間の繰上げに関して強い要望が挙がり、利用者アンケートを実施したところ、「送迎後の出勤では始業時間に間に合わない」などを主な理由として、早朝時間帯(午前7時から午後8時)の保育の実施について、利用者全体の約20%が希望していることが確認された。結果を受けて、保護者・事業者との意見交換会、夏季休暇期間の実態調査を行ったところ、開所時間前の7時30分頃より施設前で待機する児童がいることが判明した。 【課題】 早朝時間の保育を実施するためには、運営委託事業者における人件費(委託料)や市が負担している光熱水費等の増加が見込まれ、歳入の確保(＝利用者負担)やその方法も併せて検討する必要がある。						
付議事案		目的	共働き世帯に対する子育て支援の充実を図るとともに、事業拡充のために利用者に対しては受益者負担を求める。					
		対応 方策	実施方法:業務委託(単年度契約) 実施時間:土曜日・長期休暇平日・代休日における午前7時30分～午前8時 開始時期:2019年7月(夏休み)～ 対象者:事前申請により利用許可を受けた児童 利用者負担額:月額500円 8月のみ月額1,500円 徴収方法:基本保育料(9,500円)の加算料金として徴収					
論点(決定を要する事項)		・事業実施の可否 ・利用者負担額(案)の是非						
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)		【委託業者】 ・開所時間を7時とするためには、出勤時間が1時間以上早まる想定となり、現場支援員の負担が大きい。 ・他市で7時開所としている施設があるが、実際に7時から利用している児童はほとんどいない。 【部内会議】 ・利用者へのアンケート結果報告の有無 ・午前7時開所及び4月開始としない理由の確認 ・緊急的な利用者からは事後承諾により利用料を徴収すること						
スケジュール		H31.3月 学童保育条例・規則の改正 H31.4月 事業者と契約・利用者への制度周知・システム改修 H31.5月～6月 利用申請受付 H31.7月 夏季休暇より事業開始						
		項目	有無	方法(時期)		項目	有無	方法(時期)
		条例規則	有	条例(規則)改正(H31.3月)		報道発表	無	
		議会説明	有	議員全員協議会(H31.2月)		広報・HP等	有	案内配布・広報・HP(H31.5月)
		市民参加	有	アンケート調査・意見交換会(H30.6月実施済)				
		付議書公表	■ 公開 □ 非公開 □ 部分非 □ 時限非 (まで)					
参考情報		関係法令等	児童福祉法・白井市学童保育条例(施行規則)					
		関係課						
		事業費	1176 千円 (うち特定財源 972 千円)					

夏季休暇期間等における学童保育所の開所時間の延長及び利用者負担について

1. 経緯

現在、夏季休暇期間等の学校休業日における学童保育所の開所時間は、長期休暇期間の平日は午前8時から午後7時まで、土曜日は午前8時から午後6時までとしている。

しかし、一部の保護者より開所時間の繰上げに関して強い要望が挙がり、利用者アンケート（※）を実施したところ、「送迎後の出勤では始業時間に間に合わない」などを主な理由として、利用者全体の約20%（107名）が早朝時間帯（午前7時から午後8時）の保育の実施を希望していることが確認された。結果を受けて、保護者代表や事業者との意見交換会、夏季休暇期間に実態調査を行ったところ、開所時間前の7時30分頃より施設前で待機する児童がいることが判明した。

※別添資料1 アンケート集計結果

2. 方針

平成31年7月より長期休暇期間等における早朝時間帯の開所時間を7時30分とし、当該時間帯の利用者からは延長保育料の徴収を行う。

3. 事業概要（案）

○実施時間：土曜日・長期休暇平日・代休日における午前7時30分～午前8時

○実施方法：業務委託

⇒基本の運営業務委託（債務負担）の仕様は午前8時から開所する契約になっており、
開所時間延長に係る人件費が追加で発生するため、延長保育に係る契約を締結する。
また、年度ごとの事業の見直し（午前7時開所等）も考慮し、単年度契約とする。

○対象者：原則 事前申請により利用許可を受けた児童

4. 事業費試算

※別添資料2 参照

【基本条件】

実施施設：11 箇所

第一・第二・第三（×2）・南山・清水口・大山口（×2）・七次台・池の上・桜台

配置人員数：2人/箇所 有資格職員 1,110 円 無資格職員 970 円

① 人件費（委託費）

	単位	有資格職員	無資格職員	
人件費基準額	(円/h)	1,110	970	
配置人員	(人)	1	1	
実施施設数	(箇所)	11	11	
実施日数	(日)	100	100	
実施時間	(h)	0.5	0.5	
事業費	(円)	610,500	533,500	<u>1,144,000 円</u>

② 電気料金 …ガス・水道料金は原則学校負担となっているため、試算からは除外

320 円※×100 日＝32,000 円

※直近1年間の電気料金実績を30分単位に割り返した額

総事業費見込み（①＋②）…1,176,000 円

5. 利用者負担（案） ※別添資料 2・3 参照

○延長保育料：月額 500 円

8 月のみ 月額 1,500 円

※基本分と同様に低所得世帯及びきょうだい（第 2 子以降）は減免

○徴収方法：基本保育料（9,500 円）の加算料金として徴収

【金額根拠】

① 保護者負担÷事業費の 1/2

特定財源である子ども子育て支援交付金の補助基準額が、事業費の 1/2 を利用者負担として設計されていることから、現時点での見込み利用者数から試算した収入額が、概ね事業費の 1/2 となるように設定した。

⇒本事業は、国の補助対象範囲における「一部拡充」であり、基本保育料（月額 9,500 円）と同様の考えで整理することとする。なお、対象者を限定することなく、基本保育料を値上げするという制度設計も考えるが、利用者間の負担の公平性を鑑み、延長時間帯を利用する者のみに負担を求めるものである。

② 保育園の時間外保育料や近隣他市の状況を考慮

同種事業である公立保育園の延長保育に係る時間外保育料が月額 1,500 円となっていることや、学童の延長保育を実施している近隣市の設定額（月額 500 円～1,000 円）を考慮し、子育て世帯への過度な負担とならないように設定した。

※現在、代替事業としてファミリーサポートセンター（700 円/回）を案内しているが、ほとんど利用にはつながっていない。

6. 財源試算 ※別添資料 4 参照

総事業費(A)		1,176,000 円	
財 源 内 訳	保育料収入(B)	566,000 円	…①
	交付金補助対象経費(A-B)	610,000 円	…② (≦基準額 935,000 円)
	国 (1/3:千円未満切捨)	203,000 円	
	県 (1/3:千円未満切捨)	203,000 円	
	市 一般財源	204,000 円	

① 時間外保育料（見込み）

ア 8 月 1,500 円×134 人^{※1}=201,000 円

イ 8 月以外の長期休暇がある月（4 月・7 月・12 月・1 月・3 月）

500 円×134 人^{※1}×5 カ月=335,000 円

ウ その他の月（土曜日のみ） 500 円×10 人^{※2}×6 カ月=30,000 円

ア+イ+ウ=566,000 円

※1 長期休暇利用人数見込み→H30.8 月利用人数（670 人）×アンケート利用希望率（20%）

※2 土曜日の利用人数見込み→土曜日利用平均人数（50 人）×アンケート利用希望率（20%）

② 国・県補助金（子ども子育て支援交付金）

国・県負担割合…対象経費（事業費-収入）と交付基準額を比較して少ない方の 1/3

放課後児童健全育成事業 長時間開所時間加算 長期休暇等分

1 カ所あたり 年間平均時間×基準額 = 交付基準額

0.5 時間 ×170,000 円 ×11 カ所 = 935,000 円

→基準額の範囲内であれば、国・県それぞれ対象経費の 1/3 の補助が出る。

7. 実施までのスケジュール

2019 年 3 月 学童保育条例（保育料）・施行規則（申請手続き等）の改正

4 月 事業者との契約締結 →利用者への制度周知

学童保育システム改修（延長保育管理機能追加：一時経費：368 千円）

5 月～6 月 利用申請受付

7 月 事業開始（夏季休暇期間から開始）

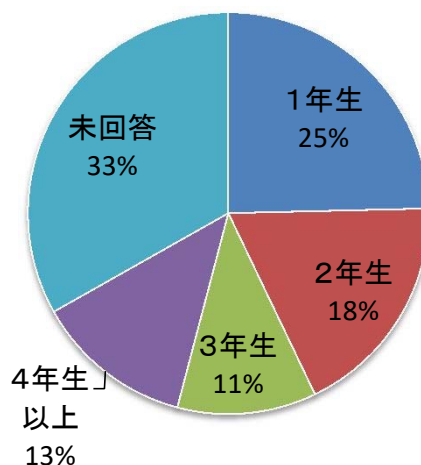
開所時間に関するアンケート集計結果報告書

1. 実施期間 平成30年6月1日から6月15日まで
2. 対象者数 597 (平成30年6月1日時点の在籍児童数)
3. 回答者数 399
4. 回答率 66.8%

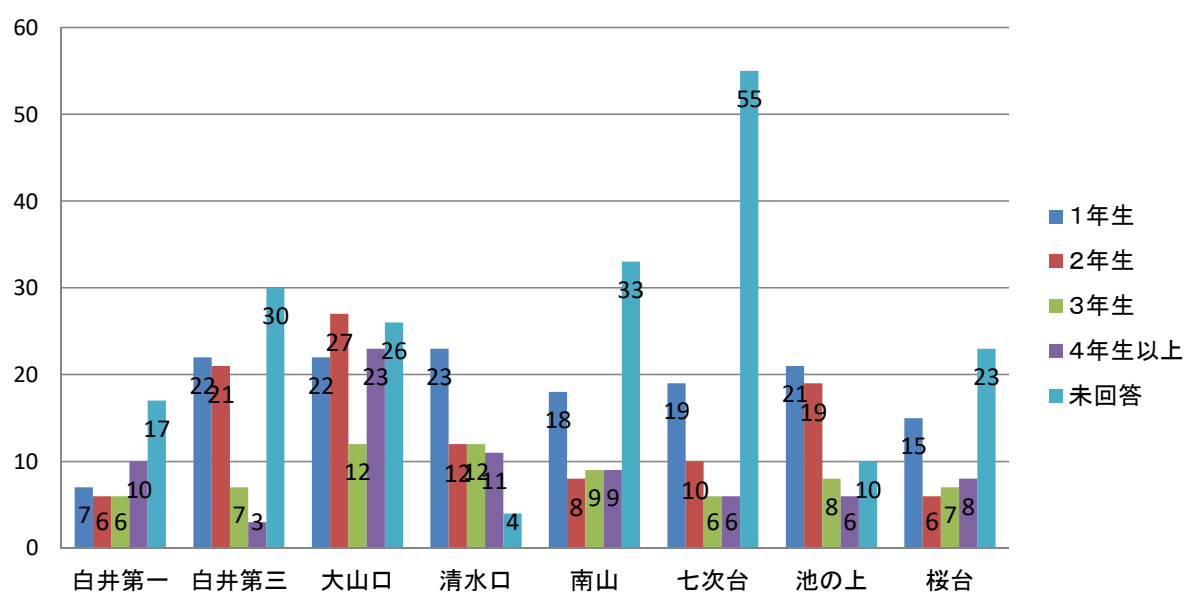
設問 1. お子様の学年を教えてください

市内全体	回答数	割合
1年生	147	25%
2年生	109	18%
3年生	67	11%
4年生以上	76	13%
未回答	198	33%
合計	597	100%

市内全体



学童(学区)別

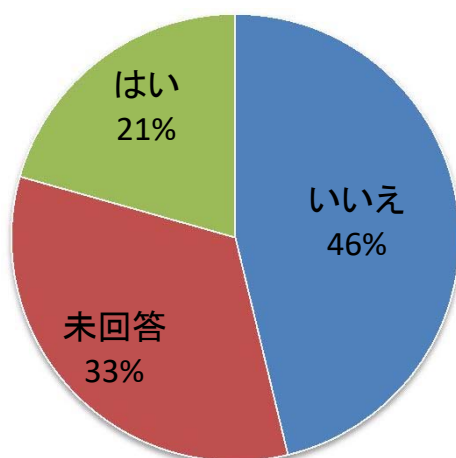


設問 2. 長期休業期間及び学校休業日の学童開所時間の延長希望はありますか。

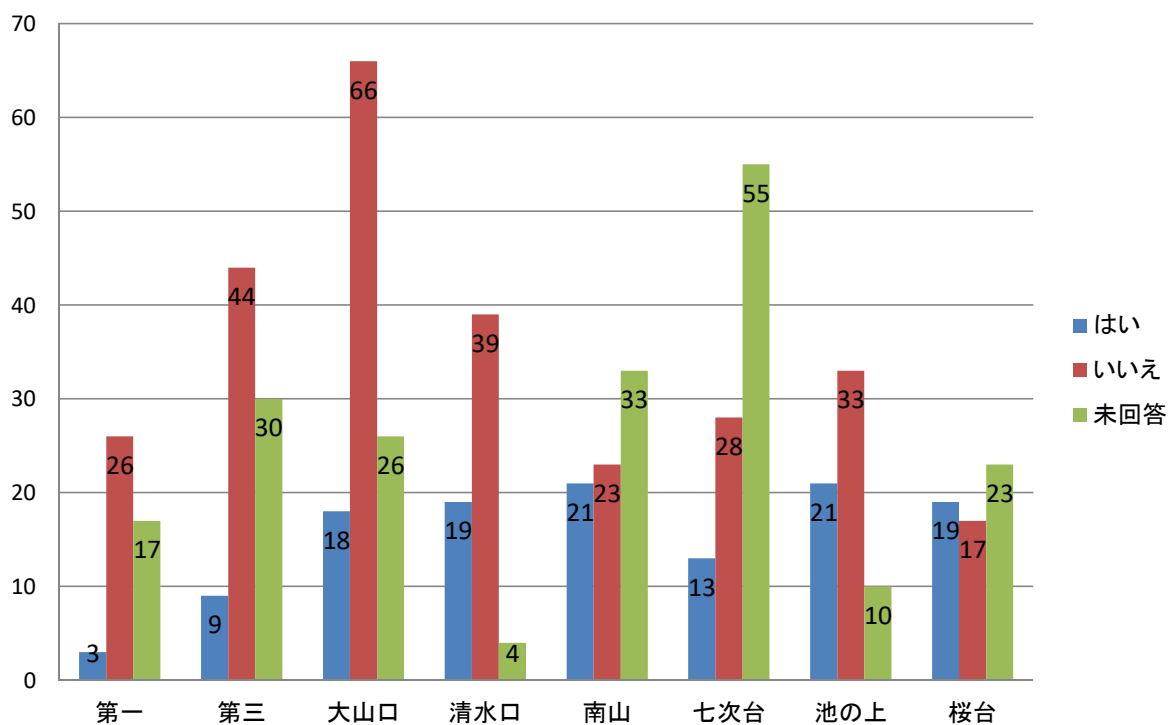
市内全体	回答数	割合
いいえ	276	46%
未回答	198	33%
はい	123	21%
合計	597	100%

学童（学区）別	第一	第三	大山口	清水口	南山	七次台	池の上	桜台	計
はい	3	9	18	19	21	13	21	19	123
いいえ	26	44	66	39	23	28	33	17	276
未回答	17	30	26	4	33	55	10	23	198
合計	46	83	110	62	77	96	64	59	597

市内全体



学童（学区）別



設問３．利用希望時間（開所時刻）

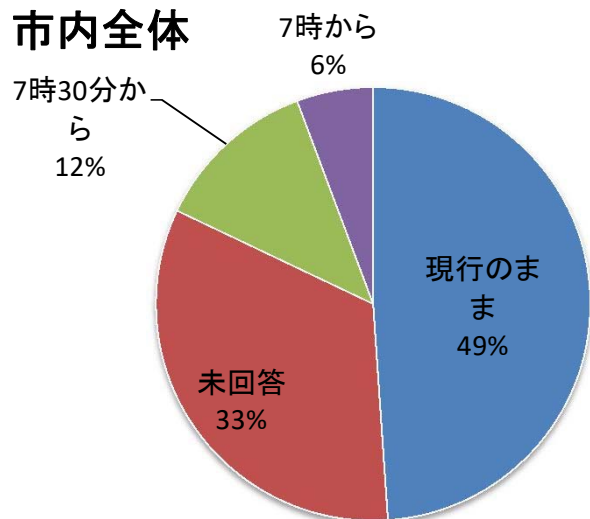
市内全体	回答数	割合
現行のまま	292	49%
未回答	198	33%
7時30分から	73	12%
7時から	34	6%
7時以前	0	0%
合計	597	100%

《理由・意見》

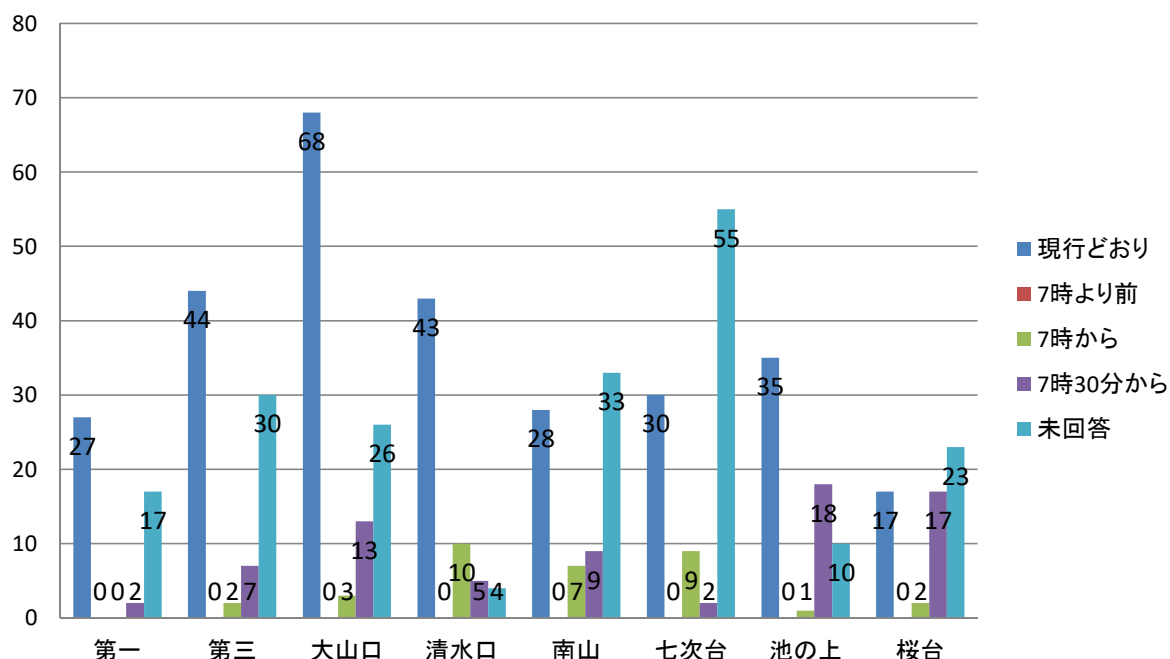
- ・就業開始時刻に間に合わないため。（72件）
- ・学校の開門時刻（7時30分～45分）に合わせて欲しい。（18件）
- ・きょうだいの保育園の送迎もあるため。（3件）
- ・保育料が上がってもよいので、保育園と同じ時間利用したい。（2件）
- ・延長は希望するが、保育料の値上げは反対。（2件）
- ・保育料を変えるのであれば、利用状況に応じたものにして欲しい。（4件）

学童（学区）別	第一	第三	大山口	清水口	南山	七次台	池の上	桜台	計
現行どおり	27	44	68	43	28	30	35	17	292
7時より前	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7時から	0	2	3	10	7	9	1	2	34
7時30分から	2	7	13	5	9	2	18	17	73
未回答	17	30	26	4	33	55	10	23	198
合計	46	83	110	62	77	96	64	59	597

市内全体



学童（学区）別



設問3. 利用希望時間（閉所時刻）

Q4	回答数	割合
現行のまま	383	64%
未回答	198	33%
19時30分まで	9	2%
20時まで	7	1%
20時以降	0	0%
合計	597	100%

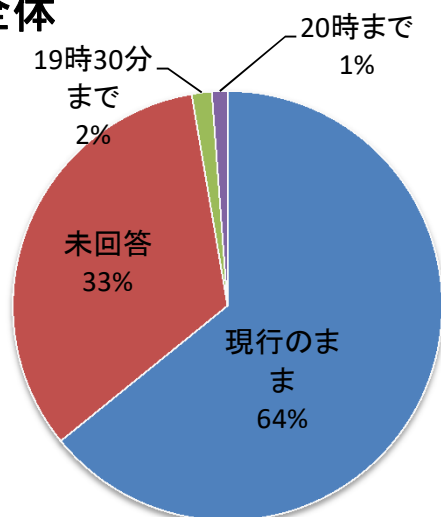
《理由・意見》

- ・就業時間（通勤時間）の関係で間に合わないため。（16件）
- ・土曜日でも平日と同じ就業時間のため19時にして欲しい。（14件）
- ・延長することで親の負担は減るが子の負担は増えるのでよく考えてほしい。

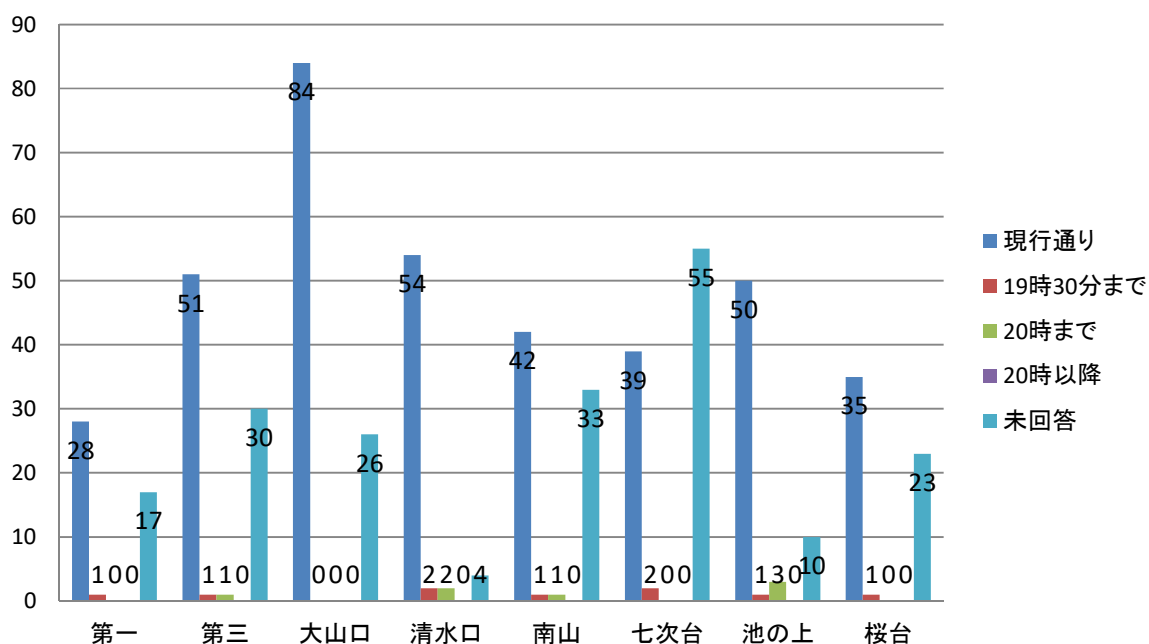
※その他 土曜日の19時まで希望 14名（全体の4%）

学童（学区）別	第一	第三	大山口	清水口	南山	七次台	池の上	桜台	計
現行通り	28	51	84	54	42	39	50	35	383
19時30分まで	1	1	0	2	1	2	1	1	9
20時まで	0	1	0	2	1	0	3	0	7
20時以降	0	0	0	0	0	0	0	0	0
未回答	17	30	26	4	33	55	10	23	198
合計	46	83	110	62	77	96	64	59	597

市内全体



学童（学区）別



学童保育延長保育事業 事業費試算

●基本条件

・実施時間	30分	(7:30~8:00)		
・実施施設	11か所	…第一・第二・第三(×2)・南山・清水口・大山口(×2)・池の上・桜台・七次台		
・配置人員数/施設	2人	基準時給額	1,110	…資格あり 970 …資格なし

●利用者数見込み

	長期休暇	(土曜日のみの月)
総利用者数見込み	670	50
時間外保育利用率(※)	20%	20%
利用者数見込み	134	10

※アンケート回答者希望率

◆長期休暇・代休・土曜日に実施した場合

開所日数	100
------	-----

①人件費(委託料)

		資格あり	資格なし	
人件費基準額	(円/h)	1110	970	
配置人員	(人)	1	1	
実施施設数	(箇所)	11	11	
実施日数	(日)	100	100	
実施時間	(h)	0.5	0.5	
		610,500	533,500	1,144,000

②電気料金

基準額(※)	(円/0.5h)	320
実施日数	(日)	100
		32,000

※直近1年の実績を30分単位に割り返した額

事業費合計

1,176,000	×1/2=	588,000
-----------	-------	---------

年間	1人あたり	年間	1人あたり
ひと月	8,776.1	ひと月	4,388.1
	731.3		365.7

	月額料金(案)	長期休暇	土曜日のみの月
8月以外	500	335,000	30,000
8月	1500	201,000	
			566,000

(参考1)

◇長期休暇平日・平日代休日のみに実施した場合

開所日数	50
------	----

①人件費(委託料)

		資格あり	資格なし	
基準額	(円/h)	1,110	970	
配置人員	(人)	1	1	
実施施設数	(箇所)	11	11	
実施日数	(日)	50	50	
実施時間	(h)	0.5	0.5	
		305,250	266,750	572,000

②電気料金

基準額	(円/0.5h)	320
実施日数	(日)	50
		16,000

事業費合計

588,000	×1/2=	294,000
---------	-------	---------

年間	1人あたり	年間	1人あたり
	4388.1		2,194.0

	月額料金(案)	長期休暇
8月以外	200	134,000
8月	1000	134,000
		268,000

(参考2)

◇夏季休暇平日のみ実施した場合

開所日数	30
------	----

①人件費(委託料)

		資格あり	資格なし	
基準額	(円/h)	1,110	970	
配置人員	(人)	1	1	
実施施設数	(箇所)	11	11	
実施日数	(日)	30	30	
実施時間	(h)	0.5	0.5	
		183,150	160,050	343,200

②電気料金

基準額	(円/0.5h)	320
実施日数	(日)	30
		9,600

事業費合計

352,800	×1/2=	176,400
---------	-------	---------

年間	1人あたり	年間	1人あたり
	2632.8		1,316.4

◆近隣他市の延長保育実施状況

市町村名	運営方法	通常期間		長期		延長保育料	(参考) 基本月額
		平日	土曜	平日	土曜		
柏市	市直営	13:30～19:00	8:00～18:30	7:00～19:00	7:00～18:30	【長期休暇のみ】 (朝)7:00～8:00 1回あたり100円	10,000円 (8月) 15,000円
我孫子市	市直営 一部委託	放課後～19:00	8:00～19:00	7:30～19:30	8:00～19:00	【土曜を除く学校休業日】※一部の (朝)7:30～7:45 月額1,000円 1回100円 (夜)19:00～19:30 月額2,000円 1回200円	8,000円 (8月) 12,000円
成田市	市直営	放課後～19:00	7:30～19:00	7:30～19:00	7:30～19:00	(朝)7:30～8:00 月額 500円 ※8月のみ1,000円 (夜)18:30～19:00 月額 1,000円	5,000円
佐倉市	指定管理	放課後～19:00	7:00～18:00	7:00～19:00	7:00～18:00	(朝)7:00～8:00 月額 500円 ※8月のみ1000円 (夜)18:00～19:00 月額 1,000円	7,000円 (8月) 12,000円
四街道市	業務委託	放課後～19:00	8:00～19:00	8:00～19:00	8:00～19:00	(夜)18:00～19:00 月額 500円	8,500円
八千代市	業務委託	放課後～19:00	8:00～17:00	8:00～19:00	8:00～17:00	(朝)8:00～8:30 (夜)18:00～19:00 ※延長保育扱い・保育料徴収なし	10,000円
市川市	指定管理	放課後～19:00	8:00～19:00	8:00～19:00	8:00～19:00	実施なし	8,000円
鎌ヶ谷市	市直営 一部委託	放課後～19:00	8:00～17:00	8:00～17:00	8:00～17:00	実施なし	8,000円
印西市	市直営 一部指定管理	放課後～19:00	8:00～19:00	8:00～19:00	8:00～19:00	実施なし	8,000円
白井市(案)	業務委託	放課後～19:00	7:30～19:00	7:30～19:00	7:30～19:00	(朝)7:30～8:00 月額 500円 ※8月のみ1,500円	9,500円

◆白井市のその他の子育て支援サービス

種別	サービス提供時間		利用者負担額
時間外保育(公立園)	標準時間認定	18:00～19:00	(月額:事前許可) 1,500円 (当日利用:30分ごと) 50円
	短時間認定	7:00～8:30・16:30～19:00	(30分ごと) 50円
一時保育	8:30～16:30		(1時間ごと) 0歳児:500円 1・2歳児:400円 3歳以上:300円
病児・病後児保育	8:00～18:00		(1時間ごと) 300円
ファミリーサポートセンター	6:00～22:00		(1時間ごと) 平日:700円 土日祝日:900円

学童保育延長保育事業 財源試算

事業費 (A)	—	保育料収入 (B)	=	公費負担 (C)
1,176,000 円				(補助基準額) 935,000 円

⇒公費負担(C)が補助基準額（935,000円）以下である場合は、国・県・市の負担割合はそれぞれ1/3 となる。

利用者数 延長保育料額			長期休暇 130人 (年間延べ840人)			長期休暇 100人 (年間延べ660人)			長期休暇 80人 (年間延べ540人)			長期休暇 50人 (年間延べ360人)						
			収入見込 (B)	公費負担 (C)		収入見込 (B)	公費負担 (C)		収入見込 (B)	公費負担 (C)		収入見込 (B)	公費負担 (C)					
					内訳			内訳			内訳			内訳				
提案額	基本	500円	550,000	626,000	国	208,000	430,000	746,000	350,000	826,000	国	275,000	230,000	946,000	国	311,000		
	8月	1,500円			県	208,000					県	248,000			県	275,000	県	311,000
					市	210,000					市	250,000			市	276,000	市	324,000
参考A	基本	500円	420,000	756,000	国	252,000	330,000	846,000	270,000	906,000	国	302,000	180,000	996,000	国	311,000		
	8月	500円			県	252,000					県	282,000			県	302,000	県	311,000
					市	252,000					市	282,000			市	302,000	市	374,000
参考B	基本	1,000円	840,000	336,000	国	112,000	660,000	516,000	540,000	636,000	国	212,000	360,000	816,000	国	272,000		
	8月	1,000円			県	112,000					県	172,000			県	212,000	県	272,000
					市	112,000					市	172,000			市	212,000	市	272,000
参考C	基本	1,000円	905,000	271,000	国	90,000	710,000	466,000	580,000	596,000	国	198,000	385,000	791,000	国	263,000		
	8月	1,500円			県	90,000					県	155,000			県	198,000	県	263,000
					市	91,000					市	156,000			市	200,000	市	265,000
参考D	基本	1,500円	1,260,000	0	国	0	990,000	186,000	810,000	366,000	国	122,000	540,000	636,000	国	212,000		
	8月	1,500円			県	0					県	62,000			県	122,000	県	212,000
					市	0					市	62,000			市	122,000	市	212,000

※補足1 長期休暇がある月…4月・7月・8月・12月・1月・3月(6箇月)

※補足2 長期休暇以外の月の平均利用者数は10人で試算

⇒長期休暇期間の利用者数が50人を下回ると、公費負担が国の基準額を超過し、市の負担額が増加していくこととなる。